

平成24年 2月 2日

各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所

売買立会による売買の一時停止について

下記のとおり売買を一時停止します。

記

1. 銘 柄 株券等全銘柄
2. 期 間 本日 午前9時から本所が必要と認める期間
3. 理 由 業務規程第27条第4号該当のため
(株券売買システムの稼動に支障が生じ、売買を継続して行わせることが困難であるため)

(注) 立会外取引は、通常通り行われます。

[問合せ先]

総務部 TEL 011-241-6171 (代表)

以 上